

◎新潟県訓令第16号

総務管理部  
出納局  
地域振興局

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成7年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

平成28年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第17号様式</b>（第142条関係）</p> <p style="text-align: center;">支払案内書</p> <p>（略）</p> <p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 窓口を持参するもの （1）～（3）（略）</p> <p>【個人の場合】<u>マイナンバーカード（個人番号カード）</u>、運転免許証、旅券、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証 等</p> <p>（略）</p> </div> <p>（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 この支払案内書の発行の日付から1年を過ぎたときは、銀行では支払をいたしません。この場合は、会計管理者（出納局管理課：電話番号（025）285-5511（代表） ㊦950-8570 新潟市中央区新光町4番地1）に申し出てください。 なお、発行の日付から5年を過ぎたときは、還付金の支払を受ける権利が時効により消滅しますのでご注意ください。</p> <p>6 （略）</p>	<p><b>第17号様式</b>（第142条関係）</p> <p style="text-align: center;">支払案内書</p> <p>（略）</p> <p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 窓口を持参するもの （1）～（3）（略）</p> <p>【個人の場合】<u>住民基本台帳カード（写真付）</u>、運転免許証、旅券、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証 等</p> <p>（略）</p> </div> <p>（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 この支払案内書の発行の日付けから1年を過ぎたときは、銀行では支払をいたしません。この場合は、会計管理者（出納局管理課：電話番号（025）285-5511 ㊦950-8570 新潟市中央区新光町4番地1）に申し出てください。 なお、発行の日付けから5年を過ぎたときは、還付金の支払を受ける権利が時効により消滅しますのでご注意ください。</p> <p>6 （略）</p>